

大分県立看護科学大学第16回看護国際フォーラム

日本におけるNP教育開発のプロセスと現在

The development process and current situation of a Nurse Practitioner graduate programme in Japan

藤内 美保 Miho Tonai

大分県立看護科学大学 基礎看護科学講座 看護アセスメント学 Oita University of Nursing and Health Sciences

2015年9月15日投稿

要旨

大分県立看護科学大学では、2008年4月に大学院修士課程においてNurse Practitioner（以下、NP）の教育を日本で初めて開始して8年目となる。本学のNP教育が1つの契機となり、2014年6月に保健師助産師看護師法が改正され、「特定行為に係る看護師の研修制度」が制度化し、2015年10月1日から施行となった。この制度化を節目とし、第16回看護国際フォーラムでNPをテーマに話題提供する機会をいただいた。本報では、NP教育を開始した理由、NP教育を開始するまでに議論を積み重ねた「NPの活動と役割」「NPに必要な能力」「NPカリキュラムの開発」などの考え方や取り組みについて紹介する。また現在までのカリキュラムの経緯や大学院教育として強化していること、「特定行為に係る看護師の研修制度」に至るまでに厚生労働省が実施した養成調査試行事業に参加した本学の取り組みについて報告する。

キーワード

ナースプラクティショナー、ナースプラクティショナー教育、プロセス、特定行為に係る看護師の研修制度

Key words

nurse practitioner, nurse practitioner program, process, board of the training program for advanced nursing practice

1. はじめに

大分県立看護科学大学（以下、本学）では、2008年4月に大学院修士課程においてNurse Practitioner（以下、NP）の教育を開始して8年目を迎える。今年2015年の6月に「特定行為に係る看護師の研修制度」が制度化し、10月1日から施行となるまでには、一進一退の繰り返しであったが、保健師助産師看護師法第37条2が改正されたことは、大きな一歩である。この制度化を節目として、看護国際フォーラムでNPをテーマに話題提供する機会をいただいた。本報では、その内容であるNP教育開始までのプロセス、現在のNP教育、特定行為に係る看護師の研修制度と本学の取り組みについて報告する。

2. 大学院修士課程NP教育開始までのプロセス

2.1 NP教育立ち上げの準備

2008年に本学は、日本で初めて大学院修士課程においてNP教育を開始した。大分県の看護単科大学が全く新しいNP教育を発信することは、勇気のいる決断であったが、当時の草間朋子学長

の強いリーダーシップのもと、大学一丸となって取り組む姿勢でスタートした。

2005年にNPプロジェクトを立ち上げ、約3年間かけて準備を行った。文部科学省からの補助金も受け、本学教員12名が、海外の姉妹校であるペース大学、ケースウエスタンリザーブ大学、ソウル大学の協力を得て、NPの活動や教育の実際を視察した。また本学で年に2回の国際会議を行い、NPの役割、医師との連携のあり方、カリキュラムや専門領域、CNSとの役割の違いなどについて、アドバイスをもらい検討を重ねた。また、実習施設予定の医師や看護責任者等とも会議をもち、NPの必要性を確信した。

NP教育をスタートさせた当時、救急車のたらい回しなど、連日のように医師不足や医療崩壊といったことが報道され、大きな社会問題となっていた。このような医療体制の課題が取りざたされた時期と重なり、本学のNP教育が話題に浮上し、賛否両論の意見があったが、NP教育の必要性について迷うことはなかった。

2.2 NPの活動と役割の検討

NP教育を開始した理由は、まず、無医地区や過疎地域の医療サービスの提供に貢献したいという理由が大きい。大分県は当時、大分市と隣接する別府市の2市に医療機関の約60%が集中し、無医地区が全国で4番目に多い県であった。へき地医療拠点病院や在宅療養支援病院、へき地診療所が整備されてはいるものの、無医地区、過疎地域の住民にとっては、満足できる医療サービスが提供されているとは言い難い。筆者らは、実際に無医地区の住民にインタビュー調査(藤内他2008)を行ったが、その中で、定期受診でさえ、時間的、経済的、身体的、精神的負担が想像以上に大きいことが判明した。バス停まで40分かかってでこぼこの道を歩く高齢者や、15時の最終便のバスに間に合わなければ市内のホテルに泊まる高齢者など、年金生活者にとって受診行動が生活を圧迫していた。無医地区の住民にアンケートを行った結果でも、往診や訪問看護など自宅療養できる体制があるか、自宅で看取りができる体制があるかについての質問で、約7割が「思わない」と回答した(吉村他2010)。今後さらに高齢社会が加速することを踏まえ、NPの存在や役割は重要であると考えた。

一定範囲の検査を判断し実施したり、薬剤の調整を行ったり、必要な医療的行為をタイムリーに行うことで、症状マネジメントに繋がると考え、プライマリケア領域で活動するNPを養成することを決めた。つまり、地域で暮らす慢性疾患をもつ高齢者(高血圧や糖尿病、慢性閉塞性肺疾患、認知症など)の継続的な管理・処置や、軽微な初期症状の診察や検査、必要な治療処置を行い、医師と連携し対応できる高度な判断力と実践力をもつ看護師の養成を目指した。

活動の場所は、無医地区や過疎地域での在宅医療のみならず、診療所や老人保健施設、特別養護老人ホームなどの医師が少ない施設などで、医師とNPが連携協働することで効率的、効果的な医療サービスの展開が可能であると考えた。

2.3 大学院教育の方向性とNP教育

2005年9月に中央教育審議会(文部科学省2005)は、新時代の大学院教育について、理論的知識や能力を基礎とし、実務に応用できる能力

が身に付く体系的な教育による高度専門職業人の養成の必要性を打ち出した。看護系大学の数は、1992年に14大学であったが2014年は226校に、大学院も1992年に5大学であったが2014年には149大学と急増している。大学院修士課程修了者は、高度な実践者として活躍することが時代の要請であるという認識が強まった。

本学も、このような時代背景から大学院修士課程のNP教育で、エビデンスに基づく判断能力や臨床推論能力を高め、質を担保する教育が必要であると考えた。そのためには、大学院教育が妥当であり、それが看護職の自律、魅力に繋がると考えた。

3. 大分県立看護科学大学のNPカリキュラム

3.1 NPに必要な7つの能力

日本におけるNPの役割や活動の考え方に基づき、NPに必要な能力を検討した。最終的には7つの能力にまとめたが、それぞれ小項目、中項目と積み上げ構築したものである。

7つの能力とは、1) 包括的健康アセスメント能力、2) 医療処置管理の実践能力、3) 熟練した看護実践能力、4) 看護管理能力、5) チームワーク・協働能力、6) 医療保健福祉の活用・開発能力、7) 倫理的意思決定能力である。

看護的視点に医学的視点を加えて、臨床推論する力、症状マネジメントする力、良好なチーム医療ができる力、高度な実践力とマネジメント力に加え、患者を基本に据えた倫理観を醸成するNP教育を行っている。

3.2 NPカリキュラム

本学のNP教育は、実践者コースに位置づけ、7つの能力の獲得を目指す高度な看護実践者としてプライマリケア領域で活動できる看護師を育成するためのカリキュラムを構築した。教育のなかでも、エビデンスに基づく判断能力、臨床推論能力は重点的に強化するとともに、医療的行為を幅広く実践できる基盤となる知識・技術を学ぶため、医師による教育を主体に行っている。医師による教育が中心ではあるが、看護職としてのアイデンティティを失うことがないように看護教員が実習を含め、科目のコーディネーターを担っている。

NPコースの修了要件は、教育開始当時は45単

位であったが、修了生や指導医から寄せられた臨床推論や判断能力の強化がさらに必要という意見を反映し、50単位、さらに55単位へと単位数を増加した。そのうち、実習は15単位で、1年次の1単位は修了生の活動現場で実習し、2年次後半は、総まとめの科目として14週間の実習を行っている。その他、課題研究や原書講読などの研究能力についても2年間かけて身に付けている。

4. 特定行為に係る看護師の研修制度と本学のNP教育

本学のNP教育は、「特定行為に係る看護師の研修制度」の制度化を推進したと考えている。NP教育で行う実習は、医師による指導のもとで、医療的行為も実践することとなり、看護系の実習で行うことは認められない。そこで挑戦したことは、特区提案であった。実習施設である社会医療法人大分岡病院と本学で2008年度、2009年度に特区提案を3度行った。申請内容は、高血圧症や糖尿病患者に対して、一部の薬剤の調整、検査の判断と実施、褥瘡の壊死組織のデブリードマン、NP実習の実施など18項目を申請したが、全て不可であった。しかし、この特区提案により、規制改革諮問会議と構造改革特区推進本部評価・調査会議の合同会議でヒヤリングを受ける機会をいただき、NPの必要性や本学の教育について説明することができた。このような経緯もあり、厚生労働省は2010年3月に「特定看護師（仮称）」を提案した。さらに、本学学生が2年次のNP実習をする年度に「特定看護師（仮称）養成調査試行事業」で、NP実習を行うことができた。また、初めて4名の修了生が就職した2011年度は「特定看護師（仮称）業務試行事業」のもと、指導医の監督下で医療的判断や医療的行為を実施することが可能となった。2012年度の「看護師特定行為・業務試行事業」でも、実践を継続し、実施状況を厚労省に提出した。試行事業で実施した報告書には、本学大学院修了生をはじめ、他大学大学院の修了生、8ヶ月コースの研修生の活動の成果が詳細に記載されている。制度化への推進力は、修了生たちの安全で質の高い活動の成果だと確信している。

5. おわりに

2015年6月に「特定行為に係る看護師の研修制

度」が制度化したが、これは、修了生たちの活動の成果であり、教育に携わっていただいた方々、実習施設の方々、修了生を支えている現場の方々の力の結集の結果であると考えている。この制度は、当初われわれが思い描いていた制度としては完全なものではないが、この制度化を活用し、実践を積み重ね、その成果を示していくことが、私たちの使命であり、次の新たな制度に繋がっていくものと考えている。

NP教育に関わることで、教育や医療にかける熱い思いをもつ沢山の方々に会うことができ、人材育成の素晴らしさを感じることができたことに感謝している。

引用文献

藤内美保, 大下敏子, 寺山庸子 他(2008). 新たな看護の創造-ナースプラクティショナーの養成を開始して. *Nurse eye* 21(4), 49-60.

吉村伊代, 藤内美保, 大隈咲季(2010). 求められる診療看護師とは, 過疎地無医地区編. *看護* 62(10), 90-95.

文部科学省(2005). 新時代の大学院教育-国際的に魅力ある大学院教育の構築にむけて-中央教育審議会 平成17年9月5日. http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chukyo/chukyo0/toushin/05090501.htm

著者連絡先

〒870-1201
大分市大字廻栖野2944-9
大分県立看護科学大学 看護アセスメント学研究室
藤内 美保
tonai@oita-nhs.ac.jp